

「自己労働にもとづく所有」と資本制

梅 垣 邦 胤

はじめに

『資本論』第一巻 第22章 第1節に含まれる、商品生産の所有法則の資本主義的取得法則への変転(領有法則の転回)は、続いて触れるように、研究史において貴重な成果を残している一分野である。その際、くり返し引証されるのが原典中の以下の箇所である。当該箇所は転回論という場合、その枠組みを簡潔に示す所であり、後にもおりにふれたち返ることが予想されるが、さしあたりその概略を示しておきたい。「最初は、所有権は自分の労働にもとづくものとしてわれわれの前に現われた。……所有は、今では、資本家の側では他人の不払労働またはその生産物を取得する権利として現われ、労働者の側では彼自身の生産物を取得することの不可能として現われる。所有と労働との分離は、外観上両者の同一性から出発した一法則の必然的な帰結になるのである。このように、資本主義的取得様式は商品生産の本来の諸法則にはまっこうからそむくように見えるとはいえ、それはけっしてこの諸法則の侵害から生まれるのではなく、反対にこの諸法則の適用から生まれるのである。」⁽¹⁾ ここで指摘されているのは以下の2点である。第一。商品生産(自己労働にもとづく所有)は資本関係(他人労働にもとづく所有=資本と、他人のための労働=賃労働)に転化する。第二。ただし、資本制的取得は、商品生産の法則を廃棄した後ではなく、

(1) M. E Werke, Bd. 23, Dietz Verlag Berlin, 1962, s. 609—10.

『全集』23—2, 760—61頁。傍点は引用者。

逆にその法則の「適用(Anwendung)」から生まれ、故に両者は相互不可分のものである。

この転回論につき、とりわけ第一の指摘に焦点をあわせ、研究史は、「論理＝歴史」および「論理」という互いに区別される二つの潮流としてその成果を残している。「論理＝歴史」説の把握は以下。——①資本制は、単純商品生産社会→資本制という移行においてその成立の一典型が与えられる。商品・貨幣論は、その移行における、資本制の前段的内容をもさし示すものであり、転化論を媒介として、資本制は自らの足で立つに至る。故に、『資本論』における、商品・貨幣→転化→資本という序列は、明らかに資本制の発生史の論理をも内包している。②商品・貨幣(転化・移行)→資本という発生史的展開は『資本論』においてくり返しあらわれている。蓄積論中、領有法則の転回は、「商品生産の所有法則の資本主義的取得法則への変転」という表題が示すとおり、商品から資本への移行の蓄積論段階における再現であり、本源的蓄積論は文字通り発生史論である。③故に、領有法則の転回は、蓄積論段階での発生史論の一検証である。対して、「論理」説は、同じ対象、素材につき全く異なった捉え方をしている。——商品・貨幣→転化→剰余価値→蓄積→本源的蓄積という序列は終始同一の対象たる資本制の重層的法則分析であり、資本制の一般的土台たる商品・貨幣経済、その上で運動する資本(剰余価値、蓄積)、資本制が、資本・土地所有・賃労働の相互規定関係の内に成立する本源的蓄積という内容をもっている。故に、商品生産の所有法則とは当然、資本制の枠内のものであり、そうである以上、所有法則とは資本制の表層にのみある「仮象」にすぎない。これが「論理」的把握である。このような、同一対象に関して研究史が生みだした二つの把握につき、中川弘氏は次のようにまとめている。「(問題は——引用者)『論理＝歴史』説が、領有法則の転回過程を、本源的蓄積の過程(市民的生産様式の資本家的生産様式への歴史的な自己転回の過程)でもあるとして、両者の間に積極的な『照応』関係を見て、それを強調するのに対し、『論理』説のばあいは、『理論的

過程、としての領有法則の転回過程に「照応すべき歴史過程」はそもそも実在しないものとされていたことにかかわる。⁽²⁾

今、この研究史上の一成果たる「論理＝歴史」と冒頭の引証とを「商品」に焦点をあわせて重ねてみよう。「論理＝歴史」説は、商品・貨幣→資本という『資本論』の序列を発生史論とし、冒頭、商品論は資本への転化の直前に位置し、よって資本制以前の対象をも含むとした。他方、原典では、商品生産の所有法則とは、所有権はその所有者の労働によって根拠づけられ、労働が所有を生み出すという「自己労働にもとづく所有」とされていた。とすれば、「論理＝歴史」においては、商品生産の所有法則という場合の商品生産とは、冒頭商品・貨幣論の意であり、かつ商品論においては、商品生産者＝労働にもとづく所有者＝単純小商品生産者から成る一社会が対象とされていたことになる。「理論＝歴史」説によれば、商品生産の取得法則とは冒頭商品の枠内に納められることとなるのである。

本稿の課題は、このような研究史を一面念頭におきつつ、直接的には、再度転回論を見直し、それを「自己労働にもとづく所有」と資本制という角度から検討することである。この点やや敷衍すれば、検討課題は以下の2点である。第一、『資本論』商品・貨幣論の対象＝自己労働にもとづく商品所有者からなる一社会、という規定にかかわるが、商品生産の所有法則の意味内容である。その所有権は、法的にではなく経済的次元で見ると、単なる「所有」という言葉にとどまらず、商品・貨幣関係における諸法則、

(2) 中川弘「領有法則の転回——論争の一断面についての検討・試論——」(『講座 資本論の研究 第2巻』青木書店、1980年、275—76頁)なお「論理＝歴史」説を検討する際には、『要綱』中の次の文言は示唆的である。「アダム・スミスが真に18世紀的な様式で、先史時代に指定し、歴史に先行せしめたものは、むしろ歴史の所産なのである。」(Gr. S. 74、『要綱 I』77頁)。ここには、資本制に先行したとされる商品生産社会、それは資本制の所産であったというパラドックスが示されている。

諸規定によって経済的内実をもったものとして基礎づけられるべきであろう。例えば近代的土地所有権といった場合、たしかにそれのみでも法的所有権は成立しうるが、経済的には、地代およびその析出メカニズムが明らかになってのみ、所有権は内容をもったものとなるのである。ここからは、商品生産の所有法則の経済的内実をなす経済法則、商品経済の法則を見直すことが一課題となる。しかし、単に漠然と見直すことではない。「労働—所有」という基準をすえ、一方に労働、他方に商品をおき、商品経済における両者の関係を見ることに視野を限定したい。そこにおいて、労働する人がその成果を直接に所有するか、また所有者が、所有対象を生みだした労働遂行主体といえるか否か検討しなければならない。そして、もしこのような所有法則が商品経済の枠内では成立しないならば、改めて「自己労働にもとづく所有」とは、資本制のどのような断面にくみこまれる範疇なのか、その検討が必要となってくる。この点とかかわって次の課題が生まれてくる。第二。商品生産の所有法則と資本主義的取得法則、この両者はたしかに、前者から後者へと転化していく関係とされていた。しかし冒頭の引証中の第二のもの、前者の「適用」によって後者は成立したという指摘に注目するとき、両者は、同一の資本制の枠内に並存し、一定の相互関係におかれている二範疇ではないかという仮説を定立しうる。その仮説の内容づけ、根拠づけが第2の課題となる。

「労働にもとづく所有」という図式を一方におきつつ、資本制を見、その上で転回論中のこの文言の意味内容をさぐりだすこと、それが本稿の課題である。商品といい資本といい、すでに歩んだ道であり、それを再び辿るということになる。しかし「労働—所有」という特有の角度から見直せば同じ道もまた違った側面を見せてくれるかも知れない。内容に入ろう。以下、第一章では、「労働=所有」という等式を意識しつつ商品・貨幣関係が、第二章では、資本・賃労働関係が見られる。

第一章 「労働＝所有」と商品・貨幣関係

商品生産＝自己労働にもとづく所有 という規定をみると、商品生産社会とは、自らの労働の成果が、すべて、ストレートに自らの所有物となる社会、労働を行なうことが所有に直結する唯一の条件であり、「労働」を行えば必ずその生産物は労働遂行主体の手に帰属する社会、そのような意味で不確実性、偶然なるものとは無縁な社会とイメージされ、そのような生産者のみからなる一社会、すなわち理想社会というイメージが浮かびあがってくる。果たして、商品・貨幣関係においてそのようなイメージが成立する余地があるのか、以下原典を辿っていきたい。

「ミル評注」から見よう。これはいうまでもなく、いわゆる「初期マルクス」といわれる時期に属するものである。それ故か商品・貨幣と資本とが区別されていない所がある。しかし、この点を今度外視すれば、そこでは、労働－所有－商品・貨幣について一定の内容づけが行なわれている。貨幣について見よう。内容は以下——商品経済においては、私的所有がその基軸をなすが、そこでは、貨幣という一つの「物」の有無によってのみ、私的所有者同士の接触の可否が決定され、貨幣（物）の所有が人と人との接触が成立する条件となる。すなわち、私的所有者同士が一定の相互関係に入るということは、私的所有を前提とする以上、貨幣（物）を媒介とせざるをえず、故に、人と人とは、経済的次元以外の領域ではたとえ接触は行なわれていても、経済的次元では互に疎遠な関係にとどまりつづける。故に、商品経済における人と人との関係は「疎外」された関係であり、私的所有＝貨幣に規定されたもの、「外在化された私的所有」の関係である。「この仲介者（＝貨幣——引用者）は、私的所有の本質が自分自身を喪失して疎外された姿であり、自己自身に外的となった、外在化された私的所有（entäußerte Privateigentum）である。」⁽³⁾

(3) Werke, Ergänzungsband, erster teil, s. 446, 『全集』40, 364頁。

私的所有は、その単純な言葉通りに受けとめれば、自らの労働と自らの生産物は当然その当人の所有対象となることであろう。しかし、商品経済における私的所有は、上の貨幣を媒介とする相互関係という言葉からも分るように、労働即所有という自足的なものではなく、他の私的所有との相互関係においてのみ成立する。「私的所有はいまや、自己自身との直接的な統一においてではなく、他者にたいする関係として存在するだけである。」⁽⁴⁾ この「自分自身との直接的統一」と「他者にたいする関係」が対比され、「他者にたいする関係」という範疇が浮上させられていることに注目するとき、未だ全く端初の段階ではあるが、すでに「自己労働—所有」というシェーマが少なくとも商品経済においては直接には成立し難いことを暗示している。

この他者に対する関係とは「交換」の意である。私的所有者は「交換」に入ると、自らの労働生産物は自らにとって直接的所有・消費対象の意を失うのであるから、彼の労働は、他の人の手にある商品あるいは貨幣を獲得するための、手段としての労働となる。労働は、本源的には、自然を眼前におき、自らの事前の計画通りに自然を改造し、自然を素材として「創造」し、それによってまた自らの「人間自然」を改造するものである。

「生計の源泉」であり「実存の確証」である。⁽⁵⁾ そのようなものとしての労働は、商品経済においては正面には現われ難いものとなる。手段としての労働は、先の私的所有—貨幣という系列とつきあわせるならば、ここに労働は、貨幣目的のための「営利労働」となる。「ミル評注」では、この営利労働の内容は3点に整理されている。第一、労働が直接には生計の源泉、実存の確証ではなく、労働以外に目的があり、それが交換—営利だとすれば、労働自体は、生産者にとってなにかよそよそしいものとなる。また、他者の存在を前提とする交換を通じての営利であり、他者の意向は私的所有下

(4) ebenda, s. 453, 同上, 372頁。

(5) ebenda, s. 454, 同上, 373頁, 参照。

では把握不可能なのであるから、労働遂行は「偶然的」なものとなる。「労働主体からの労働の疎外と偶然性」である。第二。労働がそのようなものである以上、労働そのものと並ぶ生産条件、労働対象も同じ規定性をうけとる。第三。交換は他者の存在を前提しているのであるから、他者と自己の間には相互依存関係が存在しているように見える。しかし、もともと他者なのであるから、他者の方も自らの「諸欲望」を満足させるためにのみ交換に入り、また自らもその交換を、他者ではなくて自らのための手段としている。故に交換とは、相互関係の成立を通じて、互が自らの手段として相手を位置づけるという「関係」である。⁽⁶⁾ 以上、「ミル評注」においては、商品経済における私的所有は、その所有者の外に立つ貨幣として存在し、また、貨幣を媒介とする交換においては、人と人との相互関係を媒介とする自らの利害が目的となり、生産者は「社会」の中に身をおきつつそれを手段としてのみ捉えたとされ、「疎外」と「偶然性」が導出された。労働主体が所有主体という単純な関係がここに成立しえないことは明らかであろう。

それでは同じ「労働—商品—貨幣」の内容は他の原典ではどのように捉えられていたであろうか。『要綱』からひろいあげていきたい。

「労働—商品・貨幣」について、『要綱』『資本論』段階で直接かかわるのは、言うまでもなく、価値—価値形態という範疇であろう。4点にわたり整理をしたい。第一。商品価値、その量を規定するのは労働時間である。しかし単なる労働時間ではなく、現在時点でその商品を生産するに社会的に必要な労働時間である。「生産で化体された労働時間ではなくて、現在必要な労働時間が価値の規定者である。」⁽⁷⁾ これは、何の変哲もない

(6) ebenda, s. 454, 同上, 373頁, 参照。

(7) Gr, s.54, 『要綱 I』56頁。なお『要綱』ダリモン章冒頭より、本稿で以下素材とする直前までについては、拙稿「商品生産関係と価値形態」（『下関市立大学論集』第24巻第1号, 1980年7月）参照。

周知の事実のように見える。しかし、「労働にもとづく所有—商品」という図式との関連で見ると、必ずしもそうではない。上の価値規定とつきあわせるとこの図式は直接には成立しないことが分る。労働が行なわれないと価値は対象化されない。それはたしかに物事の一半の事実である。しかし逆に労働は直接価値に結実するかというところではない。労働は、「社会的必要労働」という刻印をうけてのみ、したがって、自らの労働そのものではなくてそれが社会的換算メカニズムを通過した段階ではじめて価値の源泉となる。故に、価値規定を捨象したまま、労働—商品—所有という系列をひくことは不可能である。故にまた「商品生産の所有法則」はちがった局面において捉えることを要請している。第二。商品と商品との交換比率は、労働時間、ただし上で述べた意味での労働時間で、等しい労働時間に生産されたもの同士として決定される。「その商品と交換される割合は、その商品に実現されている労働時間の分量にイコールである。」⁽⁸⁾ 交換が入ってくることにより「労働—所有」は相対化される。「ミル評註」での他者との関係と同一の性格のものであろう。第三。この関係を価値表現という角度からとらえなおしてみよう。商品はそれを自足的に見る場合には単なる自然物である。故に、商品に内在する価値は商品の外に、商品と並ぶ別の存在形態をとらなければならない。「商品の価値もまた、商品と質的に区別されうる存在をもたなければならない。」⁽⁹⁾ 商品を生産はしたが、その生産の目的たる価値は、全く姿を現わしてはず、「外に」存在する。これは、商品—貨幣関係の必然性をとくものであるが同時に、「労働—商品—所有」という基準にかかわっては、価値は、たしかに私的所有者の生産した商品に内在しているが、直接には価値ではなく、他の私的所有者の手に商品・貨幣として価値は存在し、故に、労働—所有は、「ミル評註」における外在化された私的所有の延長線上で、さらに不確実性をおびてく

(8) ebenda, s.59 同上, 62頁。

(9) ebenda, s. 60, 同上, 63頁。

る。第四。商品は、それのみを見れば「価値」ではない。故に、交換関係に規定された労働生産物、それは商品であるにもかかわらず、交換の必然的保証はないという奇妙な性格をうけとる。「商品は、その自然的性質においては、いつでも交換できるわけのものではなく、またいかなる他の商品とも交換できるわけでもない。」⁽¹⁰⁾ 商品の貨幣への転化は、「外的な諸条件に依存しており、したがって偶然的なものである。」⁽¹¹⁾ ここでは、先の「偶然性」が経済法則的に根拠づけられてあらわれている。

それでは、労働が所有に直接に結びつくための条件が商品経済の下であるか否か、労働—所有が商品経済の下で成立するか否かをさぐってみよう。労働主体が直接に所有主体であるためには、なによりもまず、自らの生産物の外に貨幣があるという状態は否定され、偶然性が除去されねばならない。つまり、労働が最初から「一般的労働」でなければならぬ。ところで他の商品の直接的所有に結びつくのは貨幣であるから、すべての商品生産者の労働が、貨幣を生み出す労働であれば、その労働は直接的所有に結実することとなる。しかし、また、すべての労働が貨幣性質をもつためには「生産の共同性格」⁽¹²⁾ を前提しなければならない。これは、商品・貨幣を必然化した当の関係、すなわち、生産は互に他者であるという私的所有の土台の上に成り立っていること、にもかかわらず、交換を通じて他人のための生産を行っているという商品生産関係の性格のを否定するものである。商品・貨幣を前提とする以上、労働に貨幣性格を与えるのは不可能であり、故に、直接には所有には結びつかない。

商品経済の下においては、労働は、交換目的に、その意味で社会における必要な生産物の生産に帰属することを事前に予定し、そのために行なわれる。にもかかわらず、実際に、社会にとって必要な生産物であったか否か

(10) ebenda, s. 60 同上, 63頁。傍点は引用者。

(11) ebenda, s. 66, 同上, 69頁。

(12) ebenda, s. 88, 同上, 91頁。

は、奇妙なことに、交換関係が成立し、実際に社会的に必要な対象であったことが実証されて初めてわかるのである。交換目的の生産でありながらその交換が行なわれるか否かは事前には未知の領域に属する。この関係を直截に示す文言をあげよう。「だから、個人の労働を（つまり彼の生産物をも）直接貨幣たらしめ、実現された交換価値たらしめようと欲することは、これを直接に一般の労働として規定すること、すなわち労働を貨幣および交換価値たらしめるべき諸条件、労働が私的交換に依存する諸条件をまさしく否定することを意味している。」⁽¹³⁾

以上、価値—価値形態を「労働—所有」という角度から見直した。そこでは、商品は「交換」目的の労働生産物であるということが考察の一契機となっている。交換とは、個々の商品所有者が相対する関係である。それを一つの社会の上で見れば「流通」である。対象は自ずと「商品流通」に移動する。ここで、価値・価値形態を所有という角度から見た際の一帰結、すなわち、商品生産における所有は、交換による所有であることが、「譲渡と売却」による領有として明示的にあらわれている。「譲渡と売却を通じての、またそれを媒ちとしての領有が根本前提である。」⁽¹⁴⁾ この「譲渡と売却」すなわち流通において商品生産者を規定する客観的諸契機を以下見るのであるが、「ミル評注」で触れたことが形をかえて再現していることが分る。

生産物は、たしかに生産された段階ですでに「物」としては眼前に存在する。しかし商品経済においては、自己消費の対象でないが故に、「他人」の手に転成する限りにおいて自らにとっての真の生産物となる。自己との直接的統一におかれた商品ではない。「他人」にとっても、またその生産物は「売却」されるかぎりでのみ「他人」自身の生産物となる。他人においても自身の労働生産物は直接的統一の下にはない。ここま

(13) ebenda, s. 89, 同上, 92頁。傍点は引用者。

(14) ebenda, s. 111, 同上, 116頁。傍点は引用者。

での所、互が互のための生産を行っているのであるから、無矛盾的な両者の関係と云うるかもしれない。しかし、いままでの言方にすでに含まれていたのであるが、「他人のための生産」は単なる「手段」にすぎず、それを通じての自らの生産物の、真の「生産物」としての定在である。基本は私的所有者たる「自己」である。労働を所有に結実させるためにはこのような関係を通過しなければならない。このような個人から成る商品社会において、相互依存と相互反撥、この一見すれば互に相容れない契機がともに存在しており、ここに社会的関連は、凡べての商品生産者の相互関係によって生みだされたにもかかわらず、相互反撥の契機が内包され、個々の生産者にとっては、「社会」はやはり、自らに外的な、よそよそしいもの、かつそれによる自らに対する強制要因と位置づけられる。「個人自身の相互的衝突が、彼らのうえにたつ無縁な社会的力を彼らにたいし生産する。…。(それは一引用者) 出発点が自由な社会的個人でない、ということの必然的帰結である。」⁽¹⁵⁾ 商品生産者は、互の連関をつくりだそうとしつつ、その出発点と終結点が同じく、私的所有であるが故に、凡べての商品生産者にとって——互の相互関係そのものであるにもかかわらず——統御不可能なものとなる。これが、交換目的の生産であるにもかかわらず、交換されるか否かは交換をまっして実証される、その根拠となる。これは「偶然性」の再現である。その若干の引証をあげれば以下。「商品は偶然的存在 (zufällige Existenzen) にすぎない。」商品が販売されるか否かは「その特殊性のゆえに偶然」をまぬがれない。故に、商品—貨幣における貨幣についても同様に。「貨幣の個人にたいする関係は、純粹に偶然的なものとして現れる。」「個々の個人は今日でもまだ偶然に貨幣を手に入れることがある。」⁽¹⁶⁾

この「偶然性」に規定されているが故に、逆に、個々の商品生産者

(15) ebenda, s. 111, 同上, 116—117頁。

(16) 以上, s. 131—35, 138—142頁を参照されたい。

において、生産の目的は「一般的労働」「貨幣」におかれる。とすれば、商品・貨幣関係における労働は、その内にすでに、貨幣に転化すべき労働—賃労働を含まざるをえなくなる。「労働は直接に交換価値を、すなわち貨幣を生産しなければならない。だから労働は賃労働でなければならない。」⁽¹⁷⁾ 資本・賃労働関係については、未だ対象として導入する段階にはいたっていない。しかし、商品・貨幣関係、その意味で資本関係を捨象した次元で、労働が結局は、交換→貨幣という道筋を辿らざるをえず、「賃労働」が潜在していたのである。転回論では、商品—(転化)→資本とし、商品・貨幣関係の内には、資本関係を含まないように見えていた。それに対する一步ふみ込んだ規定として、また、商品経済においては自己労働にもとづく所有は成立しえないことの一傍証として注目される。

以上の、商品経済—所有の—内容をすでに呈示し、それをすでに視野に収めた段階で、『要綱』「資本としての貨幣に関する」章の直前に、領有法則の転回についての記述が見られるテーマに直接かかわる所故見でおきたい。「ここでは所有もまたますます、労働による労働の生産物の領有として…他人の労働の所有は自己の労働という等価物によって媒介されている。所有のこの形態は——自由および平等とまったく同様に——この単純な関係のうちに (in diesem einfachen verhältnis) 措定されている。交換価値がさらに発展すれば、このことは転化され、そして結局、自己の労働の生産物の私的所有は、労働と所有との分離に同じであること (das Privateigentum an dem Produkt der eignen Arbeit identisch ist mit der Trennung von Arbeit und Eigentum) 」⁽¹⁸⁾ がわかる。「自己労働にもとづく所有」と資本制という、テーマとのかかわりで、この文言を見る時、そこから導き出される示唆は以下である。① 自己労働にもとづく所有という規定は、今までの商品・貨幣分析と同じ脈絡の延長線上に姿を現わしており、当然の

(17) ebenda, s. 135, 同上, 142頁。

(18) ebenda, s. 148, 同上, 156頁。

ことながら密接な内的連関をもって呈示されている。今までの考察を見る限り、それは商品生産の基軸的規定とはなりえない。②「労働にもとづく所有」「自由」「平等」は、同一次元の範疇でありかつ、この三つの範疇はともに「単純な関係」においてのみ成立する。③「労働にもとづく所有」と「労働、所有の分離」は同一である (identisch ist)。これは、資本制下で、互に互を否定する両契機、労働主体が所有主体であれば、両者の分離は生ぜず、両者の分離があれば労働にもとづく所有は成立しえないという不可両立の二契機が共に成立するとの意であり、本稿のはじめに触れた所である。さらにふみこんだ考察を要請するものであろう。

②および③ともやや立ち入った検討は次章で行なわれる予定である。ここではその橋わたしといった意味でただ一つ簡単なコメントを付加しておきたい。「自己労働にもとづく所有」と同一次元のものとされていた「平等」について。商品経済において、その内には「平等」とよばれてもよい一断面が存在する。すなわち、商品生産者には「単純な交換者」という一契機が与えられており、「単純な交換者」つまり交換価値という一線において凡べての商品生産者は「平等」となる。たしかに、互に互の存在を前提としてのみ交換は行なわれる。しかし、行論を想起すれば、単なる平等ではなくて基本は私的利益であり、相互の対立、自らの利益の実現をはかる方向での対立の止揚である。⁽¹⁹⁾ 商品経済については、「平等」というよりむしろ「私的利益」として捉える方がより対象に接近した内容となるであろう。

資本制において「平等」を言うことはまた、少数の資本と多数の賃労働の事実的定在に対し、「平等」という言辞でもって規定することにもつながる。「たんなる交換者」「購買者」「販売者」という契機は、次章で見るように、資本制の枠内に属する一契機である。しかし逆にそれをもって

(19) ebenda, s. 153, 同上, 161頁参照。当該箇所は、「民主主義」の経済的意味を探りだす上で格好の素材を提供している。

資本制の専一的性格規定とするのは、諸契機、諸側面の相互関係とその総体としてのみ成立する資本制を、そのわずか一契機でもって裁断することとなる。⁶⁰⁾「平等」という一契機を内包したもとの商品・貨幣関係の内には、すでに「内在的」に「不平等」「不自由」が含まれており、商品経済は平等故善、資本・貨幣労働関係は不平等故悪という対極的性格規定は成立しえない。⁶¹⁾

以上、「ミル評注」『要綱』を見てきた。これらの古典を見る限り、商品経済においては「関係」「交換」という言辞を見ても、労働が直接にはその生産物の所有に結びつかないこと、故に、「商品生産の所有法則」は、商品・貨幣論の枠内には属さないことは明らかである。

補論——商品生産の一特質は、結局、自らの生産物が生産的消費であれ個人的消費であれ、消費には直接結びついておらず、不確実性をもっていることであった。それが自己労働にもとづく所有の内実を不確実にする要因であった。これは、他の生産関係ではなく固有に商品経済の特質をなすこと、『資本論』第一章第4節 商品の呪物的性格とその秘密において立証されている。生産—消費という関連が切断される社会と一致している社会との対比において、商品経済の特質を浮かびあがらせている所故、簡単にでも見ておきたい。商品経済においては、生産は当然自らの消費対象としてではないが、また他人の消費対象となるか否かも生産の段階では不明のままであり、消費対象とならずに朽ちてしまうこともまた商品生産の一法則であった。その対極に位置するもの、第一は、孤島で一人で生活をするロビンソンである。ロビンソンにあっては、まず生存のための消費対象の必要性があり、それに規定されて生産が行なわれること、次の文言から読みとれるであろう。「必要そのものに迫られて、彼は自分の時

⁶⁰⁾ ebenda, s. 159, 同上, 167頁, 参照。

⁶¹⁾ ebenda, s. 160, 同上, 169頁, 参照。

間を精確に自分のいろいろな機能のあいだに配分するようになる。²²⁾ 出発点だが、他人のためではなくて、自らの生存のための生産故、生産と消費は、消費の必然性により堅く結びついている。第二。中世の人格的依存、従属関係において。直接生産者、すなわち農奴の労働は、それが無駄になるか否かといった恐れは——天候等の自然的条件を除けば——存在しない。むしろ労働および労働の成果は give and take とは無縁で、一部分は直接に封建的土地所有者（他者）のものとなり、残余は農奴の直接的消費対象となる。明瞭に他人のものとなることが認識できる労働、そのような労働を遂行することによってのみ自らの生存の保証が得られるという関係である。「どの農奴も、自分が領主のために支出するものは自分自身の労働力の一定量だということを知っている。」²³⁾ 第三。農民家族では、家族内において分業が行なわれ、その限りでは商品生産と同一側面を有している。しかしその労働は互の事前の分担と計画性をもって行なわれているのであり、互にとって互の労働は「農民家族」を成立させるうえで不可欠のものである。「個人的労働力がはじめてからただ家族の共同的労働力の諸器官として作用するだけ」²⁴⁾ である。労働生産物の実現の不確実性は、ロビンソン、中世でもなく農民家族でもない固有に資本制の一特質であることが分るであろう。これが「労働にもとづく所有」の土台をゆり動かす要因であること、言をまたない。

第二章 「労働＝所有」と資本・賃労働関係

前章の検討の一帰結は、「労働＝所有」という等式は、商品経済の枠内では成立しないということであった。ここでのおのずから本章の課題は「自

²²⁾ Werke, Bd. 23, s. 91, 『全集』23—1, 102—03頁。傍点は引用者。

²³⁾ ebenda, s. 91, 同上, 104頁。

²⁴⁾ ebenda, 92, 同上, 104頁。

己労働にもとづく所有」は資本関係のどの局面において成立するのか、その検討となる。若干先どりして言えば、資本制における「自己労働にもとづく所有」につき、本稿では、資本・賃労働関係における現象的事実として位置づけられる予定である。今、本題に入る前に、その視点を方法論的な角度からとらえなおしてみよう。現象と本質が一致すれば科学あるいは対象接近の衝動、抽象力といったものは要請されないであろう。これはよく知られた言葉である。本稿では、このよく知られた、本質と現象という基準を、本質的事実と現象的事実とおきかえ、テーマ接近をはかりたい。一般的には、本質が認識された段階では本質が事実であり、現象は「仮象」である、といわれる。しかし、たとえ本質的事実が認識されても、他方では現象的事実は相変らず存在しつづけ、本質的事実と現象的事実はともに並立して存在する。故に、本質的事実および現象的事実、この双方の内容、および前者の后者への転化が明らかにならねば、この両者の交互作用から成る資本制への接近は一定の限界をもったものとなる。このような言方はまだ骨格のみであり、不分明のままである。以下、第一に、本質的事実としての資本—賃労働関係につき、とりわけ労働力商品—剰余価値という系列の成立要件に焦点をあわせて考察し、第二に、丁度それと裏腹の関係に立つと予想される現象的事実に目を転じたい。この相互関係をさぐりだし、とりわけ后者の現象的事実にふみ込んだ段階で——長いまわり道をして——「自己労働にもとづく所有」が『資本論』蓄積論にくみ込まれているその意味が明らかになるはずである。

第1節 本節では、資本・賃労働関係の本質的事実がとりあげられる。ただし、これは一見すればやや途惑いを感じさせる。というのは、転回論の一帰結は、資本関係において、「労働＝所有」は成立しえないこと、資本＝他人労働にもとづく所有、賃労働＝他人のための労働 という両極分解であった。この点からすれば「自己労働にもとづく所有」は、そのくみ込まれる場所を見出しえず、その意味では述べる必要もないこととなる。故に、本節は、ただ、次節での現象的事実とつきあわされることによりは

じめて、その意味が明らかになる、そのような位置にたっている。内容にはいろいろ。

資本関係において、資本が商品生産の土台の上で剰余価値を取得しうる様式、それは労働力を商品とし、商品・貨幣関係の枠内に収めることによってである。商品関係においては、商品の購買者、貨幣所有者は、当該商品の等価を支払えば、使用価値の消費権をえる。労働力は、商品化を媒介として、このような商品関係における常識的事実を刻印される。この場合、商品の購買者は資本であり、販売者は賃労働である。資本は等価物たる貨幣を支払えば労働力商品の消費権を得る。この消費過程こそが、剰余価値論の主内容をなす、資本制的商品、その使用価値および価値（剰余価値）の生産である。ただ、労働力商品と労働生産物商品との相異は、労働生産物商品にあっては、交換後は、その消費権および所有権ともに購買者に移行するのに対して、労働力商品においては、その消費権（労働に対する資本の指揮権）は資本のもとに帰属するが、労働力の所有権（販売する権利）は依然として販売者たる賃労働の下に保持されている所にあり、ここに資本・賃労働関係における相互依存と相互反撥の矛盾が存在する一根本拠がある。ここには、労働力商品と所有についての簡単な内容がすでに与えられている。それでは、この関係を成立させる前提—結果の領域について、本質的事実として立ち入ってみよう。この点について一定の考察のきっかけを与えているのは、第12章 絶対的および相対的剰余価値 である。ここでは、先行する諸章で、絶対的、相対的剰余価値をすでに示したあとで、改めて両者を見直し、一つには、必要労働をこえる剰余労働の量的増大、それは絶対的剰余価値の生産であるが、角度をかえて同じ事実を見直せば、労働日中に占める必要労働時間の減少であり、相対的剰余価値と同義であること、また一つには、必要労働時間の減少による剰余労働時間の増大、それは相対的剰余価値であるが、剰余労働時間の延長という点で絶対的剰余価値と同義であるとし、両者の区別と共通性を指摘し、「剰余価値」として一括している。その上でこの「剰余価値（剰余労働）」を、資本制と他の

「社会」との対比の中に位置づけ一種の相対化をはかっている。——資本制においては、自らの生存のための労働を資本に剰余価値を取得させる限りでのみ遂行しうる。このような関係がすでに成立している下では、資本のための労働は、普遍性をもった誰もが首肯しうる「生まれつきの性質」と見える。²⁵⁾しかし、非資本制的領域においては、全く異なる事実がある。例えば「東アジアのパン伐採者」である。そこでは、前章補論におけるロビンソン等と同様の、単純な生産＝消費関係が成立している。やや具体的に見よう。自らの消費対象の生産は、そこでは週12時間労働で足りる。つまり、必要労働時間は週12時間、1日2時間弱である。資本制の下では、逆に、例えば剰余労働を6時間提供することを前提に、2時間の必要労働を行ないうる。ところがパン伐採者にとってはそれでもって労働は終わり「多くの暇な時間」が享受される。この両者を比較した上で、『資本論』においては、資本関係は決して「生まれつきの性質」から生じるのではなく、その定置には一つの「外的強制」が必要としている。「東アジアのパンの伐採者の一人が自分のすべての欲望をみたすのに毎週12時間が必要だとしよう。彼に自然の恩恵が直接与えるものは多くの暇な時間(Mußezeit)である。……この時間を他人のための剰余労働に費やすようになるには、外的な強制 (äußerer Zwang) が必要である。」²⁶⁾資本が剰余価値の源泉たる労働力を商品・貨幣関係の枠内でとらえるもの、労働力商品の析出と定在は、歴史普遍的なものとは正反対の「外的強制」とされている所、その内容を問うことこそが資本制における、本質的次元での所有を解くカギとなる。すでに辿った路ではあるが、²⁷⁾再度歩んでみたい。「外的強制」——資本に剰余労働を提供する限りにおいて自らの生存が保証されるという資本関係は、強制的な、土地と直接生産者との分離、土地からの直接生産者

²⁵⁾ ebenda, s. 537—38, 23—2, 667頁, 参照。

²⁶⁾ ebenda, s. 538, 同上, 667—68頁。傍点は引用者。

²⁷⁾ 拙稿「本源的蓄積」(『下関市立大学論集』第25巻第2号, 1981年9月)参照。

の駆逐によって成立する。直接生産者における生産—生活手段の喪失である。

資本の排他的支配は、一国の農工間分業の下では、工業、農業双方における資本制生産の成立と規定されるが、農業における資本制生産は、土地からの住民の剝離、それと同時過程として進行する大土地私有の形成、土地の上での資本・賃労働関係、近代的土地所有の形成と同義である。これが「強制」といわれるものの—内容であろう。故に、労働力商品とは、生産条件およびその所有にもとづく生活条件が剝奪された地平においてのみ登場してくる。「この小農民的農業では、……彼の土地所有は彼の生産様式の最も有利な条件、その繁栄の条件として現われるのである。……この生産様式（資本制—引用者）は農業では農村労働者からの土地の収奪と、利潤のために農業を営む資本家への農村労働者の従属とを前提する。」²⁸⁾

「土地の資本主義的耕作は機能資本と土地所有との分離を前提するのであるが、それとまったく同様に、それは原則として土地所有の自己経営を排除するのである。」²⁹⁾これが労働力商品の定在を保証する、資本関係の恒常的な前提＝土台である。ここでまた、上の引証中「生産者による土地所有＝自らの繁栄の条件」あるいは「資本制的農業土地経営＝土地所有の自己経営を排除」という文言を見ると、自己労働にもとづく所有とは、前資本制における直接的生産者についての抽象的—規定であり、むしろ資本制においては、資本にとっての破砕の対象であることが明らかになる。

ここまで至った所、資本制（商品・貨幣＋資本）を前提とする以上、「自己労働にもとづく所有」がくみ込まれる余地はどこにもないように見える。ただ一つ残された所は、資本制における本質的事実と現象的事実とした後者、現象的事実の領域である。長いまわり路をへた今、「商品＝自己労働にもとづく所有」が資本制のあるべき位置を獲得したとすれば、その

²⁸⁾ Werke, Bd. 26, s. 627 『全集』26—2, 794頁。傍点は引用者。

²⁹⁾ ebenda, s. 759, 同上, 965頁, 傍点は引用者。

とき、本稿の課題は達成されたこととなる。続く2つの節でそれを見よう。

第2節 現象的事実と言った場合、資本制における、商品経済と資本、この二契機の相互関係についての考察が、テーマ接近への一つのきっかけになるのではないかと思われる。故に、それを導入部として順次検討を進めたい。商品経済と資本は、資本にとっての一般的土台としての商品経済とその上で運動する主体という関係におかれていること、すでに見た。それをさらに現象的次元で捉え直せばこれも周知の「生産の社会的性格と取得の私的資本主義的性格」という公式である。——個別資本は、生産の組織性および資本の、集団としての賃労働に対する絶対的指揮権によって特徴づけられる。対して、個別資本の相互関係あるいは商品販売場裡においては、販売者と販売者、販売者と購買者、購買者と購買者、この相互関係において、相手に対して指揮、統制を加えることができない状態、生産の無政府性、「偶然」「恣意」が特徴的である。「資本の権威」と「競争の権威」の並存である。³⁰ 故に、資本と商品経済は、主体としての資本とその土台をなす商品関係という土台の上で、さらに、資本の権威が高まれば高まるほど、互が互に加えあう圧力として資本間競争は緊迫度を加え、生産の無政府性は強まり、生産の無政府性が強まれば強まるほど、個別資本は企業内における生産の組織性と資本の権威を強め、無政府性の中で自らの位置を確保しようとする。このように見れば、一つには、剰余価値の生産に帰結する資本の権威と生産の組織性、また一つには、商品関係における競争の権威と「偶然性」、この2つは互に影響を与えつつ、資本制において互に区別され、それぞれが保存され、存続し続ける二契機ということが分かる。

この両契機をさらに角度をかえ見直してみよう。資本範式、 $G-W-G'$ は、明らかに、資本制における私的所有の主体たる個別資本が描く軌跡である。それは、主体たる資本から見れば、剰余価値の生産に帰結するもの

³⁰ Bd, 23 s. 377, 23—1, 466頁, 参照。

である。同じ範式を、商品が労働生産物商品と労働力商品、この双方の商品の総和となる資本制下の商品関係という側面から見れば、その構成要素は単なる「W—G(販売)」と「G—W(購買)」である。資本は、「W—G」と「G—W」の無数の連鎖の中を、単に商品所有者として、単に貨幣所有者として通過するのみである。故に、商品経済では、たとえG—W—G'という資本範式が事実として成立している段階においても、なお単なる「W—G」「G—W」という関係は存続しつづけている。「このような逆転(W—G—WのG—W—Gへの逆転——引用者)が存在するのは、互いに取引する三人の取引仲間のうちのただ一人だけにとってのことである。」⁸¹⁾

賃労働は、一面、本質的事実としては、土地との結合を切断された地平においてのみ登場し、労働手段、労働対象、故にまた労働生産物の取得の不可能性が労働力の商品としての定在の内実、前提である。他面それは、労働生産物商品と並ぶ、「W—G」「G—W」という関係しか知らない商品として存在する。商品関係においては、ただ相対する交換者の間で交換関係が成立し、その交換は瞬間的であり、交換の後には、また新たな「偶然」——「ミル評注」『要綱』で見た「偶然」——、無政府性による、全く別個の「W—G」あるいは「G—W」が、無数の点、直ちに消滅し、また浮かぶ点として存在するばかりである。「私にとっては、Aからの買いとBへの売りとは、一つの順序をなしている。しかし、この二つの行為の関連はただ私にとって存在するだけである。Aは私とBとの取引にはかかわりがなく、Bは私とAとの取引にはかかわりがなく。」⁸²⁾ 以上の考察において、もともとのテーマへの一ステップが与えられる。資本制において、現象的事実としては、互に自立した商品・貨幣所有者が相対するのみである。その際、商品所有者であれ貨幣所有者であれ、偶然に、瞬間的に相対する場合、眼目は、ただ、相手の商品(貨幣)に、自らの商品(貨幣)と等量の、労働—社会的必要労働—価値が含まれていることのみであ

81) ebenda, s. 170, 同上, 204頁。

る。「交換の法則が要求する同等性は、ただ、交換によって互いに引き渡される商品の交換価値の同等性だけである。」⁽⁸²⁾ この一文は、冒頭引証した転回論に続く文脈中のものである。個別の「交換」に光をあてる限り、所有主体が労働主体であるか否かは全く問題とならず、当該商品（貨幣）が等価値であることのみが条件である。

第3節 本章の今までの展開において明らかになったことは以下2点である。① 資本制における本質的事実は資本—土地所有—賃労働の相互規定関係として示される。資本、および生産と生活対象から遊離した賃労働、これが一方の資本をして、他方の直接的生産者を商品経済の枠内でとらえ、剰余価値の取得を必然化した関係である。② 資本制＝商品・貨幣＋資本である。この右辺の二契機の相互関係では、①における資本は、ただ「W—G」「G—W」の瞬間的、偶然的交換行為をぬりようにして自らの運動を続けており、故にそこでは、剰余価値と等価交換が共に存在している。この2点を念頭におきながら論を進めよう。

前節の内容を「労働＝所有」という角度から見直してみよう。交換関係において、両当事者は、相手の商品（貨幣）について、それが相手の「自己労働」にもとづくものであるか否かには無関心であり、ただとにかく、等しい価値を含んでいることが「交換」の要件であった。そうすると、ここに、一つの空隙が姿を現わす。すなわち、互に相手の商品（貨幣）につき、労働—等価物であることのみが要件であったとすれば、自らの商品・貨幣については「自らの労働にもとづく所有」と規定可能な、空隙、空白があらわになってくる。

商品経済は「偶然」「瞬間」と特徴づけられるものであり、互が互にとって「手段」と位置づけているが故に、相互依存関係は、また自らの統制外におかれる、そのような人々の相互関係である以上、互は等価交換のみ

(82) ebenda, s. 171, 同上, 204頁。

(83) ebenda, s. 611, 23—2, 762頁。

に留意し、無数の交換を遂行し、その一線において資本（ $G-W-G'$ ）の軌跡は描かれる。ここに自らの商品・貨幣につき——互に相手に対しては、労働—所有の関連を問う根拠は存在しないが故に——自己労働にもとづく所有と規定してもよい客観的、事実的根拠が成立するのである。「商品であれ貨幣であれ、それが自らの所有対象である限り、それは自らの労働にもとづく所有である。」このような規定が、ここに現象的事実として与えられる。同時に、この規定が「商品生産の取得法則」の直接的内容づけになるのである。この規定は、資本制の前提下で成立したこと、従って、資本・賃労働関係の前提のもとで成立したこと、いうまでもない。故に、この規定は、本質的事実から見れば、きわめて奇妙な、二面性をもったものに転化していく。すなわち、賃労働に対するこの規定の適用と資本に対するこの規定の適用と。そして、この後者において、テーマに関して本稿が示しうる限りでの一帰結が与えられるのである。

賃労働にとって——労働力商品は、労働生産物商品と同じく、その価値と交換に使用価値（労働）は購買者たる資本に帰属する。これが、商品経済の前提下で、資本が、他人労働、無償労働の成果たる剰余価値を取得するメカニズムであった。ところが、この同じ賃労働につき、「自らの所有対象たる商品・貨幣は自らの労働にもとづくもの」という規定を適用するとき、この理想社会をイメージさせる言葉は、まったく正反対の作用をする。今、賃労働が取得する賃金に注目してみよう。賃金は、貨幣の資本・賃労働関係における一形態規定であり貨幣である。その所有者は当然賃労働者である。ところで、商品経済において、商品・貨幣は自らの労働にもとづく所有というのが、商品関係の内に浮かぶ現象的一断片であった。この規定を賃金（貨幣）に適用すれば、賃労働の所有対象たる賃金は自らの労働にもとづくものとなり、賃労働者の労働は全部的に支払われたものとなる。労働＝所有という一般的等式から出発した、出発点においては当然の何の疑問もないものとしてあらわれたこの規定は、労働にもとづく所有→賃労働者の賃金は労働にもとづくもの→賃金は労働の全部的支払いとい

う連鎖において、本質的事実とは正反対の、賃労働＝所有主体としてあらわれる。「ブルジョア社会の表面では、労働者の賃金は労働の価格として、すなわち一定量の労働に支払われる一定量の貨幣として、現われる。」⁽⁸⁴⁾

資本にとって——資本の即自的、あるいは「物」としての所有対象は商品・貨幣、生産手段および完成商品である。それは「自己労働にもとづく所有」の線上においては、資本すなわち自らの労働にもとづく所有、となる。転回論を想起してみよう。それは、商品生産の所有法則、すなわち自己労働にもとづく所有の、資本制的取得法則、すなわち、他人労働の無償取得を土台とする、資本による生産・生活手段および労働の所有と、賃労働における他人のための労働と、自らの生産・生活手段の無所有という関係への転化であった。これを、時系列的な先後関係におかれるものとしてでなく、同一の資本制の、商品・貨幣と資本という二契機の関係として見るとき、二面的なものとなる。資本＝他人の無償労働にもとづく所有という本質的事実と並んで、また、資本＝自己労働にもとづく所有、という現象的事実が成立しうる根拠がある。つまり、商品生産の所有法則とは、資本・賃労働関係の上では、消え去ってしまうものではなく、むしろ主体たる資本がその上で運動する商品・貨幣関係に客観的に存在する一断片に足をおいて成立しているものである。

そして、この「資本＝自己労働にもとづく所有」は、資本関係の他方の極、賃労働における「賃労働＝自己労働にもとづく所有」と、互に条件、前提づけあい、一方が成立する限りでのみ他方も成立し、一方が成立困難であれば他方もくずれ去る、そのような一対の関係である。

ここに結論に達した。自己労働にもとづく所有とは「資本＝自己労働にもとづく所有」の意である。転回論中の一文をあげよう。「最初の資本…その所持者はどこからそれを手に入れたのか？ 彼自身の労働や彼の先祖の労働によってだ！ 経済学の代表者たちはみな一様にこう答えてくれる。

(84) ebenda, s. 557. 同上, 693頁。傍点は引用者。

そして実際にも彼らの仮定は、商品生産の諸法則に一致するただ一つのものであるように見える。」⁸⁵⁾ 本質的事実としての資本制的取得法則、現象的事実としての商品生産の所有法則は同一の資本制の内に存在する二つの契機である。この点、転回論ではまた、同一対象を「個別」視点で見るか「階級」視点でみるか、「個別」で見るか「個別の総体」で見るかによる相違としている。商品関係にとどまる限りそれは「個別」でしかない。「もちろん、われわれが資本主義的生産をその更新の不断の流れのなかで考察し、個別資本家と個別労働者とのかわりに、全体に、つまり資本家階級とそれに相對する労働者階級とに、着目するならば事柄はまったく違って見える。だが、そうすれば、われわれは、商品生産にはまったくなじみのないものさしをあてがうことになるであろう。」⁸⁶⁾

故に「商品生産における所有法則（自己労働にもとづく所有）」とは、資本—賃労働関係において、賃労働については、すでに「賃労働＝自己労働にもとづく所有」という等式を導き出したあとで、その土台の上で「資本＝自己労働にもとづく所有」としたものである。その根拠は、偶然的、瞬間的な「W—G」「G—W」という交換関係の一断片における現象的事実である。

おわりに

以上、自己労働にもとづく所有は、商品生産関係でもなく、その土台の上での資本関係における本質的事実でもなくそれと並ぶ現象的事実という限られた次元における資本の一規定として成立した。ここでテーマへの直接的内容づけはすでに終わっている。しかし、ただ一つ、とりわけ、本質的事

⁸⁵⁾ ebenda, s, 608, 同上, 758頁。傍点は引用者。

⁸⁶⁾ edenda, s, 612, 同上, 763—64頁。傍点は引用者。

実と現象的事実につき、補足しておくべき点がある。最後に見ておきたい。——本質と現象、この両者を本稿では並立する事実とした。するとここからは、現象というのは、たとえ総体から離れた個別の一断片ではあっても事実的定在であるからには、そのみ対象を把握しているものであり、本質的事実は空洞化され、現象的事実のみが全面的性格規定と解される余地が生じてくる。つまり、資本制とは、自己労働にもとづく所有者からのみ成立する一社会である、と。本稿でくり返し指摘し、留意していたのは、この規定は、資本制の現象的側面で、そのような限られた局面での規定にすぎないということである。この両面、あるいはこの点に焦点をあわせて論じられたのが『資本論』第一巻最終章 近代植民論 である。その概観をたどることもって稿をとじたい。——資本、賃労働とも自己労働にもとづく所有であれば、とりわけ資本は、賃労働なくしても、自足的なものとしての資本のみでも、資本としての定在と運動は可能となるはずである。問題はここにある。「近代植民論」では、資本制分析の枠内に「広大な処女地が開ける植民地」を導入し、再び、上の、資本＝自己労働にもとづく所有という規定を、現象的断片の位置におしこめる作業を行っている。資本・賃労働ともに「自己労働にもとづく所有」が単純にあらわれるように見える所、それは植民地である。資本は、貨幣—生産手段等の「物」としてそこに移植される。直接生産者もまた移植する。資本は賃労働の雇用をはかる。ところが、賃労働者となるべき直接生産者は処女地を眼前にして、土地所有者（言葉の真の意味での自己労働にもとづく所有者）に転成していく。その結果、資本は賃労働を得られず「物」としてそのまま朽ちはててしまい、 $G-W-G'$ なる軌跡はついに描かれないうちに終るのである。故に、同じ「資本」が、資本制においては「資本＝自己労働にもとづく所有」という姿を、植民地では「資本＝他人労働（賃労働）にもとづく所有」という姿を見せ、よって、植民地においてはじめて、資本制の本質的事実を示すのである。以下の文言、「東アジアのパン伐採者」における、「資本＝強制関係」という規定を想起しつつあげておきたい。「植民

地ではどこでも資本主義的支配体制は、自分の労働条件の所有者として自分の労働によって資本家を富ませるのではなく、自分自身を富ませている生産者の妨害にぶつかる。植民地ではこの二つの正反対の経済制度の矛盾が、両者の闘争のなかで実際に現われている。⁽³⁷⁾

以上、「自己労働にもとづく所有」と資本制 に関する一考察である。

1983年9月6日脱稿

(37) edenda, s. 792, 同上,997—98頁。傍点は引用者。